

1. 議事日程

[令和4年第2回安芸高田市議会6月定例会第1日目]

令和4年6月10日
午前10時開会
於 安芸高田市議場

- | | |
|-------|--|
| 日程第1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 会期の決定 |
| 日程第3 | 同意第4号 安芸高田市公平委員会委員の選任の合意について |
| 日程第4 | 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第5 | 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第6 | 同意第7号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について |
| 日程第7 | 同意第8号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第8 | 同意第9号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第9 | 同意第10号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第10 | 同意第11号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第11 | 同意第12号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第12 | 同意第13号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第13 | 同意第14号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第14 | 同意第15号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第15 | 同意第16号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第16 | 同意第17号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第17 | 同意第18号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第18 | 同意第19号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について |
| 日程第19 | 議案第43号 安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程第20 | 議案第44号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第21 | 議案第45号 安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第22 | 議案第46号 安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例 |
| 日程第23 | 議案第47号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号） |

2. 出席議員は次のとおりである。（16名）

- | | | | |
|----|---------|-----|---------|
| 1番 | 南 澤 克 彦 | 2番 | 田 邊 介 三 |
| 3番 | 山 本 数 博 | 4番 | 武 岡 隆 文 |
| 5番 | 新 田 和 明 | 6番 | 芦 田 宏 治 |
| 7番 | 山 根 温 子 | 8番 | 先 川 和 幸 |
| 9番 | 児 玉 史 則 | 10番 | 大 下 正 幸 |

11番	山本 優	12番	熊高 昌三
13番	秋田 雅朝	14番	金行 哲昭
15番	石飛 慶久	16番	穴戸 邦夫

3. 欠席議員は次のとおりである（なし）

4. 会議録署名議員

3番	山本 数博	4番	武岡 隆文
----	-------	----	-------

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

市長	石丸 伸二	副市長	米村 公男
教育長	永井 初男	危機管理監	松崎 博幸
総務部長	行森 俊莊	企画部長	猪掛 公詩
市民部長	内藤 道也	福祉保健部長兼福祉事務所長	大田 雄司
産業部長	森岡 雅昭	建設部長	河野 恵
消防長	近藤 修二	教育次長	宮本 智雄
総務課長	新谷 洋子	財政課長	沖田 伸二
政策企画課長	高下 正晴		

6. 職務のため議場に出席した事務局の職氏名（4名）

事務局長	毛利 幹夫	事務局次長	久城 祐二
総務係長	藤井 伸樹	主任主事	山口 渉



午前10時00分 開会

○宍戸議長 定刻になりました。
ただいまの出席議員は16名であります。
定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回安芸高田市議会定例会を開会いたします。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。
日程に入るに先立ち、議会事務局長より諸般の報告をいただきます。
毛利事務局長。

○毛利事務局長 諸般の報告をいたします。
第1点、市長及び教育長より、本定例会に説明員として出席委任する者の職氏名の一覧表が提出されております。
第2点、市長より、「令和3年度安芸高田市一般会計予算等繰越明許費に係る繰越計算書について」の報告がありました。
第3点、市長より、「令和3年度安芸高田市一般会計予算事故繰越し繰越計算書について」の報告がありました。
第4点、市長より、「令和3年度安芸高田市水道事業会計予算の建設改良費繰越について」の報告がありました。
第5点、市長より、「令和3年度安芸高田市下水道事業会計予算の建設改良費繰越について」の報告がありました。
第6点、市長より、安芸高田市が資本金の2分の1以上を出資している法人の経営状況説明書について、2件の報告がありました。
第7点、市長より、「議会の委任による専決処分事項について」、1件の報告がありました。
第8点、監査委員より、令和4年4月分の例月出納検査の報告がありました。
写しをお手元に配付いたしておりますので御了承ください。
以上で諸般の報告を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、諸般の報告を終わります。



日程第1 会議録署名議員の指名

○宍戸議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第86条の規定により議長において、3番山本数博議員、及び4番 武岡議員を指名いたします。



日程第2 会期の決定

○宍戸議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。
本定例会の運営について、過日、議会運営委員会を開き御協議いただいておりますので、その結果について、議会運営委員長の報告を求めます。

熊高議会運営委員長。

○熊高議会運営委員長 令和4年第2回定例会の運営につきまして、去る6月3日に議会運営委員会を開き、次のとおり決定しましたので、報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元の会期日程のとおり、本日から6月27日までの、18日間といたしました。

議事の都合により、6月11日から14日、6月18日から26日までを、休会といたします。

本定例会に付議されます案件は、同意16件、議案5件でございます。

議案審議についてでございますが、お手元の付託表のとおり、議案第45号、第46号の2件は産業厚生常任委員会へ、議案第47号は予算決算常任委員会へそれぞれ付託することといたしました。

同意16件、議案第43号、第44号の2件につきましては、委員会付託を省略することといたしました。

6月3日の議会運営委員会までに提出された、陳情・要望等につきましては、お手元に配付した一覧表のとおり、総務文教常任委員会及び産業厚生常任委員会へ送付して審査することといたしました。

次に、一般質問の取り扱いについては、7名からの通告でありましたので、通告順に、6月15日を5名、6月16日を2名といたしました。

以上、報告を終わります。

○宍戸議長 お諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、会期は18日間とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認めます。よって、会期は18日間と決しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 同意第4号 安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について

○宍戸議長 日程第3、同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を議題といたします。

この際、議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。石丸市長。

○石丸市長 本件は、公平委員会委員3名のうち、本年6月14日で任期満了となる泉憲始さんの後任として、増田京一さんを選任するものです。

地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、選任後の任期は、令和4年6月15日から令和8年6月14日までの4年です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しては、質疑・討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、同意第4号「安芸高田市公平委員会委員の選任の同意について」の件を採決いたします。

本件はこれに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 同意第5号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第5 同意第6号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

日程第6 同意第7号 安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について

○宍戸議長 日程第4、同意第5号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件から日程第6、同意第7号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件までの3件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 同意第5号は、本年6月14日で任期満了となる女鳥清治さんの後任として、慎原秀克さんを選任するものです。

同意第6号、第7号は、本年6月14日で任期満了となる小川博昭さんと木原張登さんを、引き続き選任するものです。

地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

なお、3名の選任後の任期は、令和4年6月15日から令和7年6月14日までの3年です。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しましては、質疑・討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。

これより、本件3件を個別に採決いたします。同意第5号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第6号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第7号「安芸高田市固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 同意第8号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第8 同意第9号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第9 同意第10号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第10 同意第11号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第11 同意第12号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第12 同意第13号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第13 同意第14号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第14 同意第15号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第15 同意第16号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第16 同意第17号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第17 同意第18号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について  
日程第18 同意第19号 安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について

○宍戸議長 日程第7、同意第8号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件から日程第18、同意第19号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件までの12件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 同意第8号から同意第19号までの12議案は、安芸高田市農業委員会委員の任期が令和4年8月31日で満了となることに伴い、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、議会の同意を求めるものです。

同意第8号は吉田町の見坂トシ子さんを、第9号は吉田町の水重克幸さんを第10号は八千代町の藤原憲司さんを、第11号は八千代町の黒瀬忠司さんを、第12号は美土里町の津田義則さんを、第13号は美土里町の境江芳暢さんを、第14号は高宮町の田中秀之さんを、第15号は高宮町の秋國満さんを、第16号は甲田町の光永直義さんを、第17号は甲田町の仁伍雅史さんを、そして第18号は向原町の山本英次さんを、そして第19号は、向原町の高松忠夫さんを任命するものです。

なお、選任後の任期は、令和4年9月1日から令和7年8月31日までの3年です。

御審議のほど、よろしくお願ひします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

お諮りします。

この件に関しては、質疑・討論及び委員会付託を省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認め、質疑・討論及び委員会付託を省略いたします。  
これより、本件12件を個別に採決いたします。同意第8号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第9号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第10号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第11号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第12号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第13号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第14号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 御異議なしと認めます。  
よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。  
続いて、同意第15号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意につい

て」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第16号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第17号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第18号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

続いて、同意第19号「安芸高田市農業委員会委員の任命の同意について」の件は、これに同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

○宍戸議長

御異議なしと認めます。

よって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第43号 安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例

○宍戸議長

日程第19、議案第43号「安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長

では、提案理由を説明します。

本案は、地方自治法第91条第1項の規定に基づき、市議会議員の定数を16人から8人へ半減させるものです。

理由は、3月の定例会において副市長定数の削減の際に述べられたそれと全く同じです。すなわち抜本的な財政健全化の必要性和市民の評価です。

議員定数を16名に据え置く必要性、正当性がないという判断に至りました。

では、詳細を順を追って御説明します。

まず、財政負担ですが、議員8名の削減によって人件費は年間約4,500万円圧縮できます。副市長1人分、約1,200万円に比べてかなりの負担軽

減となります。

次に、市民感覚ですが、居眠りをする、一般質問をしない、説明責任を果たさない、こんな議員は要らないという声を多く聞いています。実際、今回の一般質問では16名の議員のうち質問するのは7名。半分以上の9名は質問をしません。

補足をしますと、新聞の報道にありましたが、一般質問の時間を表にして広報紙に載せればイメージを悪くする印象操作だと憤り、市長の答弁が悪いから質問をしないと主張するのが一般質問をしない議員の方々の実態です。このコメントを読んだときに正直驚愕しました。お客さんが買ってくれないから営業に行きません、でも営業成績は発表しないでください。そんな営業がいたら首です。なぜならば、自分の仕事をしていないからです。

なお、こうした新聞のコメントは匿名になっていますが、もし匿名でしか己の意見が主張できないのであれば、やはり政治家であるべきでないと考えます。そうではないと信じていますので、ぜひこの後私の主張だと、これだけメディアの皆さんがいらっしゃってるわけですから名乗りを上げてその真意を御説明いただきたいと思っています。

続いて、既に示されている意見に沿って御説明をしていきます。

まず、宍戸議長が次元が違ふと指摘されたようですが、私はそうは思いません。なぜか。二元代表制において市長と議会というのは対等です。ともに市民の付託を受けた立場です。その市長にとって副市長というのはまさに右腕と言うべき存在です。相手の右腕を切り落としておいて首じゃないから大丈夫だよねなどという感覚は軽薄に過ぎます。副市長人事がいかにか大事か、これはほかならぬ議員の皆さんがよくよく御存じのはずです。市長には専決という権限が与えられています。しかし、副市長人事だけはこの専決処分が行えません。必ず議会の承認が必要な立てつけになっています。このことから、市長によって副市長というのは不可分であり、極めて重要な存在であることが明らかです。

続いて、議長の発言に、寝耳に水という言葉がありました。これも驚きを禁じ得ません。議会が総意として抜本的な財政改革が必要だと言っておきながら、今まで何を考えてたのか。まさか本当に寝てたわけじゃないですよ。となると、副市長定数の削減、その理由、財政健全化、これが単なる口実だったのではないかと疑わざるを得ません。

次、市民の声が届かない、この意見、杞憂です。実際、この市議会の定数が半減したとしても議員1人当たりの人口は3,000人ちょっと。三原市と同程度です。市民の声が届かないとする十分な根拠はありません。それよりも市民の代表として議会が機能するか否か、これは議員の数ではなく議員の質、それにかかっていると考えます。

そして、この提案を議会軽視だという批判がありました。勘違いも甚だしいと思います。議会軽視というのは議員個人にとって都合の悪い行為ではありません。議会の機能を阻害する、貶める行為が議会軽視です。

であるならば、居眠りをする、一般質問をしない、説明責任を果たさない、これこそ議会軽視の最たる例です。恥を知れ、恥をとという声が上がってもおかしくないと思います。今の命令口調が失礼であったならば訂正します。どうか恥だと思ってください。議会の本来の機能としてあるべき形ではありません。議長注意しますか。よろしいですか。続けます。

最後に、議会憎しの提案という意見がありましたが、こちらにも認識が誤っています。今年の3月の山本優議員の一般質問の中で、私はこう説明しました。刀匠、刀鍛冶というのは刀が憎くてたたいてるわけではありませんと。ただただ刀を真っすぐに強く美しくしたいだけですと。ですので、私は大変僭越ながら、この場にいる誰よりも議회를重視しているという自負があります。その意味で3月に可決された副市長定数の削減、そこに現れた議会の意思を最大限に尊重し、抜本的な財政健全化の必要性、そして市民の評価に基づき、ここに議員定数の削減を提案します。

御審議のほど、よろしくをお願いします。

○宍戸議長

これをもって、提案理由の説明を終わります。
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
金行議員。

○金行議員

今、貴重な発言を市長がされました。ただ一つ、市長はもろもろを並べて言われました。この一家の代表責任者市長という地位におかれる人がこのことを市民の理解をどのように得られるのかということをごだけ把握されておられるのか、1点お聞きします。

○宍戸議長

答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長

市民の理解は最終的にはしっかりと得られると信じています。現段階において私の真意、意図がどれほど理解されているのか。全体では残念ながらないかもしれません。ただ、今日ここでこのように提案した、言い方を変えると問題提起をしました。すなわち、問題があるということです。市民の付託を受けた市長という立場、執行部の長です。市の代表です。その立場から見てここに問題があると、それをまずは市民に知らせねばならないと考えています。その問題がどのようなものか、そしてその問題の程度、よしあし、それを判断するのはまた市民です。ただ、まずはとにかくにも何よりも、市民に事実を、実態を伝える、そこから真の理解が生まれる、そのように考えています。

○宍戸議長

答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
秋田議員。

○秋田議員

定数の条例改正について提案理由いろいろとお伺いいたしました。その中で私なりに理解するのは、まずは一番は3月の副市長削減、それから1番は財政健全化、これは議会のほうも話をした経緯がある中で今後本市も取り組んでいかなければいけない課題だと思っております。それと、

もう1点は市民判断、今の議員でいいんだろうかという判断があるようなお話も伺いました。

私が質問をさせていただくのは、なぜ今なのかということでございます。3月のその副市長の人事の件と、それから今回の案件が結びつかないということで判断させていただけるならば、もっと熟慮がいるということで、今でなくてもまだまだしっかり熟慮で意見交換しながら、今まで議員定数については経緯の中で市民の声も伺いましたし、特別委員会もつくったりして、議会でもしっかり議論した中で取り組んできたこととでございます。そうしたことを考えたときには私は市長がなぜ今出されたのかと、この条例改正とそれからもう少し熟慮をすることはできないでしょうかということなので、そこらあたりの答弁をお願いいたします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 ただいま秋田議員がまさに私が思っていた問題点、それを明らかにしてくださいました。熟慮、意見交換、おっしゃるとおりだと思います。それは果たして副市長人事のときにあったのでしょうか。私が初めて耳にしたのは提案の1週間前でした。議運のときです。どのあたりに意見交換と熟慮の跡があるのか。残念ながら私の感覚では認識ができませんでした。

そしてもう一つ、これまで熟慮されてきたとおっしゃったんですが、確かにその形跡はあると思います。あります。では、いつ結論を出すおつもりだったのでしょうか。明日ですか、来週、来月、来年、10年後、20年後。検討をしていますというのは役人の方便です。それは踏襲されなくてよいんじゃないのでしょうか。議員というのは付託を受けて自らが判断できる立場にあります。判断しなくてどうするんでしょう。なぜ今かという御質疑でしたが、もう一度お伝えします。3月にしっかりと受け止めた議会の決意、判断、それを最大限に尊重するために最速のタイミング、3月定例会の後、今回の6月定例会で提案したまでです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 先ほどの説明の中に議員の質の問題だという言葉がありました。質の問題を解決、改善していくために定数を減らすということなんですけれども、議員の定数を削減したからといって質が向上するという、これは必ず比例するわけではないと思います。にもかかわらず、まず定数を減らすというところはどういう意図があるのか説明を求めます。

二つ目です。昨年12月の定例会の一般質問の中で、議員必携について言及があって、市長はこれをルールブックと評して遵守するように議員に求めております。その議員必携の中には議員定数について変更は議会制民主主義と民意反映の上から特に慎重を期すべきものであり、どうしても変更しなければならない場合は議員提案によるべきであると書かれ

ています。市長が半減を提案するというのは、このルールというか、この記述から逸脱するものではないかなというふうに思われます。議員に遵守を求める議員必携を市長自ら書いてないことをやるというところはどのようにお考えでしょうか。説明を求めます。

続いて、三つ目です。同じく議員必携の中では冒頭に議員の地位と身分というところがありまして、そもそも市議会議員は住民全体の代表者、住民個別の意思を統合して市としての意思を形成する任務を有するとあります。一方で、住民の中には議員は地域の代表ですと、議員がいなければ地域が衰退する、地域の要望が通らないと認識されている方もいらっしゃると思います。定数が減るとなると議員がいない地域というのは当然増えていくと思うんですけども、議員がいるいないによって地域の要望が通る通らないといったことがあるのか、そういった点をお伺いしたいと思います。

四つ目、現在、執行部からの依頼で各種の審議会、協議会などの委員を議員が担っています。いわゆる議員の充て職ですけども、現在、今期の数字で52人分のポストがあります。半減するとしたら現状を見直す考えがあるかどうか。見直しをすればどうするのかをお伺いいたします。

最後5点目です。この定数半減案でしたり、広報あきたかたにおける市政の動きも半減するそのものが目的ではないのではないかなというふうに感じています。というのも、インターネット、TVなんかでこれは否決されるだろうというような見通しを持って発言されていたからです。そもそも半減しようと思っているのではなくて、こういった提案をされるのであればその手段、手法で、市長が公約に掲げた政治再建につなげようというふうに思っているのかなというふうに受け取っているわけですけども、この手段や手法で議会、あるいは議員、あるいは市民にどのようにあってほしいと思っているのか、その半減案に伴う市長の意図をお伺いします。

以上、5点お願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 では、順番にお答えします。

まず一つ目、議員の質が果たして半減で高まるのかですが、高まると思います。なぜか。限られた椅子をそれよりも多い人数で競う、これが選挙です。椅子の席が減れば競争は激しくなります。競争というのはあらゆる場面において質を高めるはずで、もっと単純に言えば、塩水で水の量を減らせば塩分濃度が高まりますね。

二つ目、これは今南澤議員がお話しされながら気づかれたのかなと思うんですが、もう一度お伝えすると議員必携です。市長必携ではありません。私が何回も何回もお伝えしてるのは、議員の皆さんは読まれてますかという問題提起であって、なぜ私が読んで聞かせていけないといけないのかという妙なずれが生じて、それを少し誤解させてしまったので

まずいなと思ったんですが、あれは本来私が読むべきものではありません。そして、その中においてもべき論で書いております。しなければならぬではありません。禁じられてはいません。法律上可能となっています。その制度にのっとって提案をしたのが今回です。

三つ目、地域の代表という意識、それについての関する質疑だったかと思いますが、南澤議員御自身が地域ではなく安芸高田市全体だという御主張で選挙に出られて当選されてますので、恐らくその本意というのはまた異なるんだろうなと思いますが、私は地域性、地元というのをやはり過度に重視すべきではないと考えています。一切やめろというわけではありません。念のためお伝えしておきますが、なぜか。先ほど質疑の後ろのほうにあったんですが、議員の数によって要望が通ったり通らなくなったりするわけがないからです。私はこの発言が好きではないんですが、このまち全部で六つの町からできてます。旧町。美土里町と八千代町御出身の議員、今お二人です。1人ずつです。美土里町と八千代町は今荒廃してますか。そんなことはないと思います。多いのは高宮と甲田とかですか。吉田もか。ばんばん栄えてますか。全く残念ながらそんなこともないです。私自身どこの町に議員が何人いるかというのは一切重視せず、安芸高田市全体としてどうあるべきか、そのために各町がどうあるべきかという観点でのみ動いていますので、議員の数によって地域の動きがどうこうというのは全くないとお伝えしておきます。

四つ目ですが、審議会等の役職についての質疑がありました。充て職という言葉の響きからお分かりかと思いますが、いかようにも調整できると思います。その場で議員の皆さんがこれまでどれほど充実した議論を交わされたんでしょうかと。これも念のためお伝えしますが、全く意味がないと言ってるわけではありません。ただ、それは本当に議員をそこに置かなければならないんでしょうかとなったときに、見直しは十分に可能だと考えています。そして、これも皆さん議員御自身が認識されてると思いますが、議員のこの席の52というのがありますが、365日フル稼働されている議員は1人もいないはずで。地域の働き云々でというのは当然あると思いますが、それは分かりませんし、個人によってかなりばらつきがありますので一旦置いておきます。議員として職に拘束される日数、もっと言うと時間、かなり限定されてるはずで。年間の日数で言うと40か50日ぐらいじゃないでしょうか。そのうち1日も9時5時ということはないですよ、ほとんど。今日も10時から始まって恐らく昼過ぎには一旦終わります。というのを考えたときに、年収で言えば600万弱の職、もっと働けるのではないかなという思いはあっても自然ではないかと思えます。むしろそうではないというお考えがあればまた教えていただければと思います。

そして、最後五つ目ですが、私が選挙に出るときの公約に掲げた政治の立て直し、政治再建、それに向けてこの手段、手法というのがどうなるだろうと、そういう質疑といいますか疑問を呈されたというふうに受

け止めました。正解は分かりませんが、私の全ての能力を動員し導き出したのがこの手法です。これが答えです。なぜか。このまちには課題が山積しています。本当にたくさん問題を解決していかなければもうもちません。いわゆる改革が必要なんです。でもです、改革というのは言うほど簡単ではありません。改革の根っこに必要なのは市民の意識だからです。すなわち市民の意識改革、市民の意識に訴える、これが私の全ての政策の1丁目1番地、根幹となってきます。そのために今回の提案もですが、政治再建というのを最重視している次第です。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
田邊議員。

○田邊議員 何点か同時にお伺いしたいと思います。
まず1番目、議員に対する市民の評価というふうに市長はおっしゃいました。この市民の評価というのはどのように調査をされたのでしょうか。伺います。

2点目、5月24日の記者会見では100%可決すると確信しているとおっしゃっておられました。しかし、5月31日のネット番組では否決される、それでもやるべき提案だと思っているとおっしゃいました。この言われたことが変化しているなというふう感じたのですけれども、その変化した理由についてお伺いいたします。

次に、現在、今の市議会は定数が16名です。現在でもその議員の属性というのは非常に偏っていると感じております。定数が8名になるとさらに偏る可能性が高くなると思われるんですけれども、多様性という観点から考えるといいことだとは思いません。そのあたりはどのようにお考えかお伺いいたします。

以上でお願いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。
石丸市長。

○石丸市長 市民の評価とは何だという御質疑が最初でしたが、これについては3月の副市長定数の際、田邊議員がここで御発言されたそれと同質です。そのような声を聞いていますと。市役所のメールであったり、私宛てのDM、直接口伝えですね、というのもあります。あとは人づてというのもあります。確かにアネクドタルな情報、きっちりとデータとして得ているわけでないというのはそのとおりですが、ただ、3月の時点で議員の皆さんがおっしゃったそれ、市民の声、市民の感覚というのはそれ以上では決してないはずで、むしろ皆さんがどれくらいの声を集められたのか分からないんですが、私1人に対する意見のほうが数が多いのではないのでしょうか。私はこれでも市長選挙に出て8,076票を得ていますので、その後どうなったかは分からないんですが、それなりに市民の皆さんは声を届けたいはずで、皆さんがそれぞれ何票かあるんですが、講演会、近しい人々と意見交換はされたと思いますが、果たしてそれが

幾らのものなのでしょうというのは大変興味があるところです。ただ、私としてもこれで全てとは思っていませんので、田邊議員の御要望にお応えする必要があるかなと思っています。すなわち市民に問うてみるという方法ですね。ぜひ検討します。検討させてください。

二つ目です。100%可決するというのは5月の記者会見で述べた言葉です。その後、インターネットテレビの番組で否決されるでしょうと言ってます。これは皆さん議員も分かっている聞かれてるんだと思いますが、いわゆる本音と建前というやつです。どちらが大事か時と場合によるとと思いますが、私は議会、議場というのは建前を大事にすべきだと思います。すなわちロジックです。何を言ったか、どのように言ったか、記録として残っています。そのロジックに基づくならば100%可決するだろう、これが記者会見で述べた背景です。一方、テレビ番組の中で私がコメントをしたのは本音の部分です。実態としてはロジックではなく感情に支配されていますので、まず無理でしょうと率直に私の感想を申し上げました。ゆえに相反する二つの見解が今世に出ています。本音と建前。

最後です。属性が偏るという御指摘がありました。私はそのようには思いません。16人の今定数ですが、16人いると属性はうまく分かれてるのでしょうか。10人だったら。5人だったら。100人だったら。明確なロジックがそこにあればぜひお伺いしたいなと思います。違う角度で指摘すれば一体この多様性というのを何種類で認識されているのかなという、虹が七色といいますけど、あれは七つではないですよ。明確な境目ないですから。七つというから七つに見えるだけです。千差万別という言葉がありますが、個性、属性、無数にあります。何種類か定義することは不可能だと思います。そうしたときに属性の偏り云々で定数を議論する、そのこと自体が極めて難しい作業ではないかなと思う次第です。

以上、三つへの答弁になります。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

田邊議員。

○田邊議員 すみません、もう2点お聞きしたいんですけども、先ほどの南澤議員の質疑の後の答弁の中で、やはり定数が減ることで競争が高まり質が上がってくるという答弁をされました。しかし、現実には選挙ということがあります。例えばテストの点数で上位だけを取っていくというわけではなく、選挙で選ばれるという行為が必ず必要になってまいります。そこに対してはやはり田舎といいますか、やはり地域代表という考え方が根強く残ってる中で、必ずしもその望むとおりの結果にはならない可能性があるんじゃないかというふうに考えておるんですけども、そこについて市長の考えをお聞きしたいと思います。

また、先ほどちょっと副市長と議員の役割は違うという部分の説明があったんですけども、やはり市長がおっしゃったロジック、Y=2分の1xという部分が副市長の定数と議員定数にはちょっとやはり僕は役

割といいますか仕事内容が違うのでそのまま当てはめることはできないのではないかなというふうに考えております。先ほど説明もあつたんですけれども、ちょっとこの部分もう少し詳しく説明していただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 まず、定数削減による競争云々という御質疑ですが、現状では競争というものがほとんど生まれていません。この前の選挙がまさにそうだったかと思います。地域ごとという概念でいくと、その概念が強いわけですが、各町1人というような、大変ぶしつけながら安易な選択に市民が陥ってしまう可能性もあります。であるならば、椅子の数を減らす。仮にこのまま16人の方が次8の議席を競われたときには、死に物狂いになられるはずですよ。全員出るとするならばですよ。これまでと同じことだったら通らない可能性が高いわけですから必死になるはずですよ。市民の声を頑張っけて聞いて回り、逆に市民の代表として市民に市の事務事業を説いて回るはずですよ。このままではいけない、これまでと同じでは駄目だ、その意識が生まれる。これが競争原理だというふうに考えています。

二つ目のところですが、副市長と議員というものは同じではないだろうと、同列には扱えないという御意見、それはそうなのかもしれません。いわゆる見解の違いと、見解の相違というものです。そのようなお考えもあると思います。ただ、私の立場から確かに申し上げられるのは、現にここにいる副市長、さっき右腕と言いましたから左腕にしましょうか。私の左腕、これは単なる一つの私の一部ではなく、私の分身として実際仕事をしてもらってます。先ほど年間何日働く云々ありましたが、大変な業務です。責任も大きな職です。それが議員のそれに比べて軽いでしょと私は到底言うことができません。この立場、その思いだけは理解していただければ幸いです。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員 先ほどから4名の議員の皆さんが質疑をされましたので、かなり市長の思いというのは理解ができたつもりでおります。その上であえて私なりに2点ほどお伺いしたいと思います。

1点は、いろいろ議論の中にありましたが、定数を8名にした場合、市民の意見が届きにくくなるというのが、市長が提案されてからの一番大きな意見として私の耳に入ってきました。であれば、8名にしたときにどのような形をつくれば市民の意見が上がりやすくなるのか、あるいは当然先ほどからおっしゃっていたように議員の活動そのもの、その質を高めるということにもつながってくるんだと思いますが、あえてその辺についてまず1点お伺いしたいと思います。

2点目は、財源の観点からということが今回の大きなポイントにもな

っております。先ほど8名議員にすると4,500万円にのぼる財源が浮いてきますと。浮いてくるという言葉が適当かどうか分かりませんが、4,500万円が財源として影響してくる。であれば、8名にしたときの議員報酬ですね、いろいろ若い皆さんの立候補、あるいは議員としての活動がしやすい形にするのに、現在の報酬では少し物足りないのではないかなという意見も、これは全国的な流れでもありますけども、そういった観点からこの報酬を倍にしたら財源は変わりませんから、どの辺が適当なのかなというのを市民の皆さんもそうですし、私もどんなふうにこのあたりを落としどころに持っていくのが適切なのかということも頭の中によぎりましたので、その辺について市長のお考えがあればお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 今二つ質疑を頂いたわけですが、ともに何で私に聞くのというのが正直な感想ではありますが、熊高議員はそれを分かっているとお振ってくださったというふうに理解をしていますので、提案した手前もありますので、私の思いというのをお伝えしようと思います。

まず一つ目、市民の声をどのように聞くかですが、これは私なんぞが申し上げるまでもなく、皆さんがこれまで熟慮に熟慮を重ねてこられたのではないのでしょうか。そうでもないんですか。考えてませんでしたか。地域懇談会というのをやる予定になってたはずですが、いまだに開催されていません。この事実だけを見ると、何も考えてなかったのかなというのが私の感想です。

市民の声を聞く、私が市長に就任して以来、2年弱ですか、この間何回かやってきました。新型コロナの影響がある中でもです。やりようがあるというのは既に実証しています。なぜやらないんでしょうか。真似をすればいいだけです。市長の真似というのはしゃくに障るんですか。市民のためと市民の代表だと、代弁者だとおっしゃるのであれば市民のために何ができるか、これを不断の努力で踏み出していかねばならないのではないかと考えます。

答えを整理するとやり方はあると思います。一つは私がやってたミーティングですね。オンラインの形式も可能です。多人数が集まってみんながわいわいがやがやしゃべる、これは危ないですよ、今の情勢では、市民の声を集約するソフトがあります。アプリがあります。そういうものを活用しながら、あるいはミーティングのポイントはデジタルの活用ではないんですね。大事なところは、大事なのは属性を、テーマを絞ったということです。何でもいから皆さん言ってください、どうぞというのは親切なようでいて実はそうではありません。その議論は収束しません、恐らく発散します。当然議論は侃侃諤諤悪い意味でつばも飛ぶでしょう。そうではなく、お互いがお互いに立場を持って発言をする、これが本来の議論の形だと思います。そのように誘導する方法

は幾らでも考えられると思います。もし困ったなということであればまた私のほうに御相談ください。協力は惜しみません。

二つ目、財源の話といいますか、議員報酬についての問いかけであったと思います。今回の提案においては報酬には言及していません。なぜか。同じロジックでいくと、副市長の報酬を倍にしないといけなくなりますので、2人で頑張るところを1人で頑張るのだったら2倍働くわけですよ。もしくは私と等分するか、1.5倍ずつにしてくださるのだったらやぶさかではないですが、そんな乱暴なロジックを通すつもりはありませんので、今回は単純に3月の議会の意思、それを尊重する形で定数を半減としています。

もっとも、今熊高議員がおっしゃったとおり、この議員の成り手の不足ですね。日本全国で生じています。実際、ある自治体においては報酬の増額というのがなされています。成り手確保のために。興味深いのはそのときに年齢制限を設けてるんですね。たしか40、50代までだったかな。現役世代に対して手厚くしようと。それ以上の方は年金がもらえたりする年齢ですので、そこに境目を置くというのが最近あったと思います。そうした事例は非常に有益な参考となりますので、私がとやかく言う話ではなく、議会が、議員の皆さんが情報を収集し、研究し、議論に議論を重ねていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。
ほかに質疑はありませんか。
熊高議員。

○熊高議員 丁寧にお答えいただいたので、特に2番の議員報酬については全国の市議会議長会あたりの情報を見ますと、今市長がおっしゃったようなことも確かに行われておる地域もあります。いろんなものを参考にしてそういった議論が必要だというふうに考えておりますので、今の御答弁で一定の私の理解は2番についてはできました。

ただ、1点目の市民の意見が届きにくくなるという点ですが、私も議会運営委員長として地域懇談会をどうするかということを議運の皆さんと主体的に協議をしておりますので、確かにコロナの関係でできてこなかったということがあります。全員協議会等に報告する中で、議員の皆さんの中からも手法をやっぱり変えたほうがいいのではないですかというふうな御意見が出たというのも事実です。そういったことをしっかり受け止めながら、今後の地域懇談会の在り方というのは考えていくべきだろうというふうに思っております。現状では7月の中旬から下旬に向けて予定をしておりますが、これもまだ市のコロナ対策そのものもこの12日ですかね、公共施設の事業の活用というのはもう少し制約があったと思いますけども、そういったことも鑑みながら7月にしていくというふうな形を考えております。その中で市長がおっしゃるようにミートアップ、非常に効果が出ておるといふふうに評価もしておりますが、市長は首長として1人で大きな判断ができて、いろんなことができるという、

そういうメリットもあるんだと思いますが、議会は御存じのように合議制という形になっておりますので、そういったことを考えますと色々な多様な議員の皆さんの意見をすり合わせていくというもどかしさもあります。そういったところが議会としてのよさでもあるし、動きにくさということでもあるので、そこらは市長と合議制の議会というのは違うというところを認識していただきたいと思います。あるいは今、コロナの時代ですから、Zoom会議、そういったものも随分ありますので、そういったことに対してはかなりの費用投資がいることも出てくる可能性があります。そういったことも含めていろんな形を模索するということなので、何が言いたいかと言えば、市長と合議体の議会は違うというところを認識していただいているのかなというところを改めてお聞きしたいと思います。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本筋からの派生にはなっていますが、大変重要なテーマですのでしっかりとお答えをしたいと思います。

まず、一番最初のほうに出てきた手法を変えるという点ですね。それは必須だと思います。時代に合わせて、環境に合わせてやり方を変える。なぜならば、大事なものは手段ではないからです。目的です。地域懇談会という手段を大事にしても意味がありません。市民の声を聞くために市民に大事なことを伝えるためにどのような場が適切か、与えられた条件の中で解を見出すのが仕事です。これまでと同じことがやりたいよねというのは惰性でしかありません。ぜひ時代の流れをしっかりと読み、その中で最適解を見出していきたいと願います。

合議制という観点からお話がありました。私なりに理解はしているつもりです。ただ、やっていることは同じであるべきだと思います。どうということかという、検討し判断する、実施する、これを公明正大に市民に伝えるという点です。合議制結構です。ぜひ皆さんで16名で侃侃諤諤今度はいいい意味で議論をしてください。戦わせてください。大事なものはそれを市民に、そこからですよ。結論だけ分かればいいなんていうことはありません。家庭から政治家は示す必要があります。世界の常識です。ゆえに合議体といえども合議体であるからこそ議論の過程、ここからしっかりと記録し公にしていきたいと思います。誰が何と言ったのか、暫時休憩の間にごによごによやっていつの間にか結論が出ているなんていうのはみっともないことこの上ないですよ。議論ではないです。癒着・談合のそしりを免れません。ですので、合議制、合議体であるならばこそ、何が大事なのか、それを改めて意識し、市民の負託に応えていただきたいと思います。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

熊高議員。

○熊高議員　今市長がおっしゃったようなこと、確かに私たちがつくった議会基本条例に基本的にはしっかり書いてあります。それをしっかり実行するということが大事だろうという思いも改めてしております。

その上で、話が飛ぶように思われるか分かりませんが、自治基本条例ですね、これがあるべきではないかというふうに思うんですね。議会と首長に二元代表制、こういった形の中で市民にしっかり示すべき自治基本条例、こういったものも併せてつくっていく中で、議会と首長がどのように安芸高田市の形態をつくっていくか、これについてはいかがお考えでしょうか。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　自治基本条例というもの、その中身ですね。どうすべきかという議論がありますので、最終的な結論はもちろんここで述べることはできないんですが、基本的には熊高議員がおっしゃるその方針に賛同します。どうあるべきかというのを改めて市民に問い、市民の認識をしっかりと確認した上で方向性を定める必要があるだろうと思っています。ただ、そのためには、繰り返しますが、議会、議員の皆さんそれぞれがこれまで以上にその職務に向き合い、責任を果たす必要があると考えますので、その議論に向けて改めて認識を持っていただければと思う次第です。

○宍戸議長　答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

石飛議員。

○石飛議員　2点ほど質問させていただきます。

この提出議案の中で副市長案件の副市長を否決されたという結果を受けて、財政の健全化ということの理由で否決したということが市長の中に根底にあると思われる。ただし、財政の健全化ばかりではなくて、ほかの理由があったことも忘れないでいただきたい。議員の合意性で決まった案件だったですね。副市長を任命するときに、2回否決されて、そして3回目は再議を出されました。再議を出されて三度目で否決されました。その後、市長が県へ申し入れて、どうしても2人目の副市長が欲しいんだと、責任を持って行動されれば今みたいに副市長の案件を引っ張る必要はなかったのではないかと。みんなではないですが、私はそのように見えます。まずその点を1点お尋ねしたいと思います。

○宍戸議長　答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長　大変申し訳ないんですが、何を聞かれてるのが全く分かりませんでした。根本の認識がずれているのかなと、捉え間違われてるのかなと思うんですが、私が申し上げたのは、今年3月に議決された、可決された副市長定数の削減です。その前の副市長の選任同意については触れていません。それが関係あるとおっしゃる、その真意を逆に問いたいぐらいなんですけども、私そのような話は今日してないはずですよ。これまでも

してません。

○宍戸議長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石飛議員 流れる的にはそうですね。ですが、先ほど市長が言われました。本会議場ででき上がった、その記録、記録が全てです。経過があるわけですよ。定例記者会見で言ったところは建前、民放でしゃべったことが本音、そういう使い分けをする、そういった行動が本当に市民に対して責任を持った行動なのか問うてみたい。そして、この提出議案、本当に責任を持って、市民に対してどうしてもするんだという気構えで出したのか。そうじゃない、本音は否決されるよ、それが本音じゃないか。どうなんでしょうか。それをお尋ねしたい。

○宍戸議長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 再びで恐縮なんですけど、何を聞かれないのかが判然としないので、ちょっと私も答えに窮するんですけど、民放に云々のくだりからしてちょっと混乱をしてしまいました、何が言いたいのかよく分からなくなったんですけど、もう一回ここで話をしたことを繰り返しましょうか。時間は倍かかりますが。聞かれてましたか。聞かれてましたよね。あの中で今御質問された質疑の内容については先んじて述べています。それを想定して説明をしました。本音と建前があるという話、これこそ市民の疑問に答えるための解説です。何なんだろう、よく分からないな、そういう声が必要ありますので、そのなぞ解きをするために、ここであえてこの場でお話をしました。何個かポイントがあったんですけど、市民に対して責任云々言われましたが、その責任を果たそうとすればこそです。これだけのコストを払って、コストというのは私にとって政治家としてのコストであり、石丸伸二という個人においてのコストです。この一連の提案、動き、言動で全てが全て私にとってポジティブな反応であるわけがありません。真つ当な批判もあれば、完全に的を外した批判もあれば、誹謗中傷、悪口、悪態、枚挙に暇がありません。できればやりたくないです。全く気分がいいものではありませんので。ただ、それでもなお、それを押しても提案をしたというのが今日です。覚悟というようなくだりがありましたけど、これが覚悟を持たずしてできるわけがありません。全身全霊をかけて市長という責任において、そして石丸伸二という個人において、これは是であると。このまちにとって、この国において必要だと思うからこそ、このように提案をしています。これがそうでないと言われるのであれば、具体的かつ明確な根拠をお示しし、ぜひとも批判をしていただきたいと思えます。これも何回かお伝えしていますが、私は批判が駄目だと、批判するなと言ったことは一度もありません。批判こそ個人、組織、社会が成長するために必要な行いですので、ぜひとも御協力をお願いします。

○宍戸議長 答弁を終わります。

石飛議員。

○石 飛 議 員 3回目ですから最後の質問になりますが、いろいろ多くの質疑の中でいろいろ市長の本音を聞いたような気がします。議会に対して議員の資質を問う、恥を知れ、相当議員に対してきつい言葉を頂いてると。市政の動きにおいてもいろんなこと、思いつきを書かれて、それは先ほど市長が自分にいろんな誹謗中傷があると言って言ってるけど、市長自ら議員に対してやってるのではないかというようにも思います。本当にこの、最後の質問ですから答えてくださいね。再三聞いていますが、定数議員8人、本気で絶対安芸高田市のために必要だという気持ちで提出しているのか、それとも問題提起で提出したのか、話をそらさないではっきり答えてください。

○宍 戸 議 長 答弁を求めます。

石丸市長。

○石 丸 市 長 まず、御理解されていないようですので改めてお伝えをしますが、批判と誹謗中傷は全く異なります。まだ理解されていないようですので繰り返しますが、具体的な根拠、論理をもってする、これが批判です。根拠もなく、ただただよくない悪い、これは誹謗中傷、悪口です。ぜひそのようにお子さん、お孫さんにも教えてあげてください。やってはいけないものがあるよと。ただ、やっていいものもあるんだよと。この違いが恐らく日本人というのは曖昧なままで来ているんだと思います。まずそこから、意識をそろえるところから必要だと改めて感じました。

そして、質疑の根幹なのかちょっとよく分からなかったんですが、お答えすると、全てです。狙ったものは全てです。議員定数削減そのものももちろん、問題提起ももちろんです。私がやること、話すこと、狙いが一つしかないなんて遠慮がちなことはまずありません。一つの策で効果が二つ、三つ、四つ、五つ、当然考えます。その分費用も発生します。一つ、二つ、三つ、四つ、五つ。もしかしたらそっちが多いときもある。それらを総合的に勘案して、まちにとって必要、ただ、その1点、その一つの基準において可否を判断しています。

○宍 戸 議 長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍 戸 議 長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで換気のため11時35分まで休憩いたします。

~~~~~○~~~~~

午前11時24分 休憩

午前11時34分 再開

~~~~~○~~~~~

○宍 戸 議 長 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(討論あり)

討論がありますので、まず本案に対する反対討論の発言を許します。
山本数博議員。

○山本数博議員 本案に反対の立場で討論いたします。

まず、今回の提案は市の最高責任者による提案ではありますが、提案に至るまでの経過を含め、近隣市町の取組と照らし合わせても、本市の多くの市民の支持が得られるとはとても思いません。提案は唐突で、しかも記者会見で3月の副市長定数条例のお返しを連想させるような説明を行い、報復をにおわせるような理由を述べておられます。

また、Y o u T u b e の番組に出演し、出演者からの質問で否決を肯定するような発言もされておられます。先ほどの質疑で否決ありきで提案していることが明らかになりました。

また、市長はこの番組で政治再建を行うと発言されていましたが、とっぴな発想と手法で独自の政治再建論をもって、安芸高田市を実験台に使われるのはとても迷惑な話であります。

このような背景を踏まえ、誰もが認めるような過程を踏襲して提出されたものではなく、市民を愚弄するような行為と、市民の権利をないがしろにし提出された条例案であり、原案に反対をいたします。

以上、私の反対討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

熊高議員。

○熊高議員 この議案に対して、賛成の立場から討論をいたします。

私の結論は8人で民意は反映できると考えました。

私は以前から定数10人でよいと言ってまいりました。果たして現在の16人なら民意が反映できるのでしょうか。数が多いから民意が反映できてきているのでしょうか。

ここ1週間、かなりの方と意見を交わしました。当然賛否両論いろいろとありました。削減案には賛成だが、しかしいきなり8人はどうかと思う。あるいは、8人なら議員に対し市民の目もよく届くのではないか。市民の意見がやはり届きにくくなるのではないか。また、議論が不十分ではないかといった意見、本当に千差万別多々ありました。

しかし、私はこの8人という数字は市長から議員とそれを選ぶ市民の覚悟を問う数字だと受け止めております。

全議員の中で最も人口が少ない地域から出ている私ですが、地域のことだけでなく、安芸高田市全体をも考えて議員活動をしてきたつもりです。その私が「鬼滅の刃」さながら、自らの首に刀を当てても覚悟すべきだというふうに思っております。

とは言っても議員も人間なので得意不得意はあるでしょう。ただ、8人が補い合って活動すれば市民の意見の届く政治は不可能ではないと私は思っております。私は改革を進める市長と安芸高田市民を信じ、覚悟を持って8人の案を受け入れようと思っております。

私の思いの背景を少し述べさせていただきますが、39歳で立候補したときも住民自治組織のバックアップで他の地域から票を取り付け、積み上げての厳しい当選でした。市内全域のあらゆる地域課題解決に奔走してきたのも、足元の地域課題は地元の自治振興会と連携し、行政につながることができたからです。

安芸高田市合併時、安芸高田市の大きな柱は各町の住民自治組織が集まり、市民主体のまちづくり委員会が民意の受け皿でした。その仕組みを再構築すれば民意は十分反映できると確信をしております。

現在、安芸高田市都市計画マスタープラン等策定委員会が市民アンケートに基づき既に2回の会合を開いております。その議事録を読むと、コンパクトシティ形成へ向けた協議を市民の意見とともに丁寧に進めてほしいといった市民代表の発言もありました。このように、住民自治組織と意思疎通を十分図る仕組みを確立し、そこでつくり上げた政策を市長が議会に提案し、大所高所から、あるいは未来を見据えた議論を8人の議員が行う姿こそが私の望む今後の議会です。

これを考えるときに、第3代アメリカ合衆国大統領のトーマス・ジェファソンという言葉が心に刺さりました。勇気を持った1人の人間は多数派である。もう一つは、全ての世代が新たな革命を必要としている。こういった思いで私の賛成討論といたします。

○宍戸議長 次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

南澤議員。

○南澤議員 1番、南澤です。反対の立場で討論をいたします。

先ほど市長からの説明があったこと、多くの部分は共感する部分もあります。例えば競争が必要である。私たち議員は不断の努力で研さんをして、その責任を果たしていかないといけない。それをしっかりと市民に開示していかなければいけない。おっしゃるとおりだと思います。それでもなお、議員定数8が最適解なのか、議員報酬が今のままでいいのか、充て職はこのままでいいのか、そういったことは議論してみないといけないと思ってます。

例えば委員会は今のまま定数が半分になれば議長1人で3名の議員、3名の委員で判断していく。その審議、判断で暴走は起きないのか。そういったことも含めて丁寧に議論を積み上げていって、その結果8名で妥当であろうということであれば大いに賛成ができるんですけども、現段階で責任を持って8人でいいと言い切るのは時期尚早だと思っております。ゆえにこれから特別委員会など、あるいは市民の皆さんのアンケート、そういったことも含め問題提起しながら皆さんの意見を集めて、議員の中、あるいは執行部との話し合いの中で話を詰めた上で議員定数を

削減していく、競争が生まれるように削減していく必要があると、そう問題提起を受け止めて、ただ現段階では時期尚早として反対とさせていただきます。

以上です。

○宍戸議長 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(討論なし)

○宍戸議長 賛成討論なしと認めます。

次に、本案に対する反対討論の発言を許します。

田邊議員。

○田邊議員 2番、田邊です。反対の立場で討論いたします。

今回の議員定数削減の条例改正案の話は、市長の5月24日の記者会見で明らかになりました。そこから今日まで17日間です。議論をし尽くしたと言える状態ではありません。

議員定数を削減するメリット・デメリットはあると思います。しかし、8名でいいという根拠は何もありません。ただ、16名であり続けることがいいというわけでもありません。だからこそ議論が必要だと考えます。

住民自治という観点から、議員定数を変更するのであれば住民の意思がとても重要であると考えます。住民の意思をしっかりと調査し、それを基に議論し、住民の意思が反映される答えを出していくことが必要ではないでしょうか。

今議員定数の条例改正をしても、基本的には次の一般選挙までは定数16のままとなります。先ほど市長が秋田議員の答弁の中でいつやるのか、10日後か10年後か、そのようにおっしゃっていましたが、次の一般選挙は2年後です。2年後の一般選挙に向けて議員定数と議員報酬について住民の意思が反映されるよう調査し、議論をしていくことが真の住民自治と考えます。

以上で私の反対討論を終わります。

○宍戸議長 続いて、本案に対する反対討論の発言を許します。

山根議員。

○山根議員 7番、山根温子でございます。議案第43号について反対の立場で討論をいたします。

今回の定数半減については、議会には全く説明もなく、5月24日の市長定例記者会見の資料が安芸高田市議会議員定数についての表題の下、A4版片面1枚が配付されました。そこには趣旨、市議会議員定数現行16名を8名減にする条例改正を検討中とありました。それから議案として出されるまでこのペーパー以外に何もなく、これまでの情報は新聞報道、メディアからで驚くばかりです。

先ほど市長は、副市長のときは議運で知ったと言われましたが、首長と議会の議員はそれぞれ住民による直接選挙で選ばれます。二元代表制です。議会は非常に大きな権限を持った市長や執行機関に対するチェック監視機能を果たしていくことが求められております。つまり、市長の

ストッパーとなります。何と今回はこの議会の定数を市長自らが半減する議案を出されたこと、二元代表制の揺らぎを感じます。

また、市長は先ほど多様性について8名では偏るということについては属性の偏り、多様性は難しい議論だ、何種類あるのか考えるのかというような発言をされております。近年、多様な人材が議会に参画し、多様な市民の声を行政に届けることは求められてきておりますが、定数が半減すればその多様な人材の参画が、さらには多様な市民の声を届けることも難しくなります。まさに、この安芸高田市、人口の半分は女性です。ですが、この議会において私1人が女性です。この状況を見ても、その枠をしぼめることでどのような状況になるか、想像することは可能です。つまり、性別や年齢、職種など女性や若者、いろんな仕事の方々の参画、今後については必要となります。その機会を、声を届ける機会を減らす、この条例改正案には反対をいたします。

○宍戸議長 続いて、本案に対する反対討論の発言を許します。

先川議員。

○先川議員 8番、先川和幸です。本議案に対し反対の討論を行います。

先ほどの市長の答弁で恥を知れと大きな声を出されましたが、全く品位のない行為であります。

今、本市は新型コロナウイルス感染症者数が依然として連日ゼロとならず、私たちの行動も大きく制約され、いつ終わるのか不安の中で、目に見えない敵と戦っている最中であります。

そういう状況の中、突然議員定数を今の16から8に半減するという条例案が提出されました。

市長は地方自治の仕組みとかはよくよく理解されていることとは思いますが、議員定数を半減するという事はそれだけ住民の意向が市政に反映されなくなることであり、言い方を変えれば地方自治がそれだけなくなるということを意味いたします。果たしてそれでいいのか。それは当然慎重に幅広く市民の声を聞かなければならないところであります。これまでも議会はそうした丁寧な手続を取り、今日に至っているところであります。今回、残念ながらそれもされず、まさに市民を、議会を無視した暴挙と言わざるを得ません。

いま一つ、先の定例会で議員発議により副市長2名を1名に変更可決したところであります。市長はこれを受け、これに対し、議員定数半減を機械的に対応したと言われましたが、やられたらやり返すというようにも見られ、市のトップとしてあまりにもさみしい論理であり、私は副市長の定数と議員定数は全く別問題だと思っております。

この問題、全国的にも注目されていると言われておりますが、このようなことで本市が注目されることに対し、心の痛みを感じるところであります。

いずれにいたしましても、市民あつての安芸高田市であります。このことを肝に銘じ、健全なる市政運営を望み、反対の討論といたします。

○宍戸議長 続いて、本案に対する反対討論の発言を許します。
大下議員。

○大下議員 10番、大下でございます。本議案に反対の立場で討論をいたします。
否決されることを前提に議案提出されるということには全く理解できません。議会は市民の声を行政に届け、また、それを反映させる機関だと思っております。議員定数は住民自治の根幹にかかわる重要な事項であります。これまで議会自ら必要に応じて市民の声を聞きながら、人口、立地、財政状況、議員の役割、議員の指名など総合的に検討し、慎重に議論してきた結果、現在の定数であります。今後においても議員定数を検討するに当たっては議会制民主主義に基づく二元代表制の意義からしてもこれまでの進め方を変えるべきではないと考えます。
よって、本議案については反対をいたします。

○宍戸議長 続いて、本案に対する反対討論の発言を許します。
(討論なし)

○宍戸議長 反対討論なしと認めます。これをもって反対討論を終結いたします。
これより、議案第43号「安芸高田市議会議員定数条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
〔起立少数〕

○宍戸議長 起立少数であります。よって、本案は否決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第44号 安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

○宍戸議長 日程第20、議案第44号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。  
石丸市長。

○石丸市長 本案は、公職選挙法施行令の一部が改正されたことに伴い、選挙運動用の自動車の使用、ビラの作成及びポスターの作成について、公費負担の額を改正するものです。  
御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。  
この際、担当部長から要点の説明を求めます。  
行森総務部長。

○行森総務部長 議案第44号について要点を説明いたします。  
本案は令和4年4月6日に公布及び施行された公職選挙法施行令の一部を改正する政令で、選挙運動費用の公費負担の限度額が引き上げられたことに伴い、条例の関連規定を改正するものでございます。  
説明資料を御覧ください。表の左から選挙運動の区分ごとに改正前後

の限度単価及び右側には限度額を記載しております。

まず、1段目でございます。選挙運動用自動車の使用で一般運送契約、いわゆるハイヤーを契約する場合で、その1日の額を3万5,150円から3万6,300円に引き上げるものでございます。

その下、一般運送契約以外の契約、いわゆるレンタカーの借入りを契約する場合でございます。その1日の額を1万5,800円から1万6,100円に、選挙運動用自動車の燃料の供給に関する契約で、その1日の額を7,560円から7,700円に引き上げるものでございます。なお、運転手の雇用については改正はございません。

その下、選挙運動用ビラの作成についてでございます。1枚当たりの費用の額を7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

その下、選挙運動用ポスターの作成については1枚当たりの額を算出する単価を525円6銭から541円31銭に引き上げ、企画費に相当する額を10万3,500円から10万5,417円に引き上げるものでございます。なお、この改正でポスター1枚当たりの限度額は現行の962円から987円になります。

その下にはそれぞれ合計した限度額を記載してございます。

それでは、議案書をお願いいたします。

1ページからでございますが、右が改正前、左が改正後でございます。

2ページをお願いいたします。第4条でございます。選挙運動用自動車の使用における改正の額の変更を記載してございます。

3ページをお願いいたします。第8条でございますが、選挙運動用ビラの作成における改正でございます。

その下、第11条でございますが、選挙運動用ポスターの作成における改正でございます。

4ページをお願いいたします。第12条は先ほど第4条及び第8条と関連した公費負担の限度額の規定で、第1項の選挙運動用自動車の1日当たりの限度額を3万5,150円から3万6,300円に引き上げ、第2項の選挙運動用ビラの作成における1枚当たりの限度額を7円51銭から7円73銭に引き上げるものでございます。

最後に附則でございます。条例の施行日は公布の日からとしております。

以上で要点の説明を終わります。

○宍戸議長 以上をもって、要点の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は委員会への付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(異議なし)

○宍戸議長 異議なしと認め、委員会への付託を省略いたします。  
これより討論に入ります。討論はありませんか。  
(討論なし)

○宍戸議長 討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。  
これより、議案第44号「安芸高田市議会議員及び安芸高田市長の選挙における選挙運動費用の公費負担に関する条例の一部を改正する条例」の件を起立により採決いたします。  
本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。  
〔起立多数〕

○宍戸議長 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第45号 安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例

日程第22 議案第46号 安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例

○宍戸議長 日程第21、議案第45号「安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止する条例」の件及び日程第22、議案第46号「安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止する条例」の件の2件を一括して議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 議案第45号は、安芸高田市エコヴィレッジかわねを民間に譲渡するために、安芸高田市エコヴィレッジかわね設置及び管理条例を廃止するものです。

第46号は、安芸高田市高宮淡水魚養殖施設を民間に譲渡するために、安芸高田市高宮淡水魚養殖施設設置及び管理条例を廃止するものです。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより、本案2件に対する一括質疑を行います。質疑があれば議案番号を指定して質疑を行ってください。質疑はありませんか。

南澤議員。

○南澤議員 議案番号45番、46番合わせてなんですけれども、民間に譲渡するという説明だったんですが、譲渡先についてはある程度めどがついているんでしょうか。

○宍戸議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 譲渡先については廃止、この条例可決後に、可決いただきましたら現在のところは公募をかける予定で準備を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

山本数博議員。

○山本数博議員 この二つの施設は建設時にある程度の目的があったと思うんですよ。それらを踏まえた処分が考えられてるのかどうかお伺いします。

○宍戸議長 答弁を求めます。

森岡産業部長。

○森岡産業部長 これにつきましては、当初の目的を持って設置された、そのところもいろいろと協議をいたしまして、それを踏まえた形で譲渡ができるような進め方をしたいと考えております。

以上です。

○宍戸議長 答弁を終わります。

ほかに質疑はありませんか。

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案2件につきましては、お手元の付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託して審査することにいたします。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第47号 令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）

○宍戸議長 日程第23、議案第47号「令和4年度安芸高田市一般会計補正予算（第2号）」の件を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提出者から提案理由の説明を求めます。

石丸市長。

○石丸市長 本件は、コロナ禍における臨時特別給付に要する経費や、新型コロナウイルスワクチン接種に要する経費のほか、必要な経費を、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ追加するものです。

御審議のほど、よろしく申し上げます。

○宍戸議長 これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（質疑なし）

○宍戸議長 質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結いたします。

本案につきましては、お手元の付託表のとおり、予算決算常任委員会に付託して審査することにいたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

次回は、6月15日午前10時に再開いたします。

お疲れさまでした。

~~~~~○~~~~~

午後12時10分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

安芸高田市議会議長

安芸高田市議会議員

安芸高田市議会議員